

部会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人相模原法人会（以下「この法人」という。）の部会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 この法人の部会は、別表に掲げるところにより設置する。

2 会長は、必要に応じ、理事会の承認を得て、他の部会を設置することができる。

(事業の分掌)

第3条 部会は、この法人が定款第4条の事業を行なうに当たり、別表に掲げるところにより業務の分掌をする。

(部会の構成)

第4条 部会は、次の者をもって構成する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 部会員

2 青年部会長及び女性部会長は、常任理事の中から理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。

3 源泉部会長は部会で選任した者を理事会において承認し、会長がこれを委嘱する。

4 構成員のうち、部会役員は、(1)～(3)の者とする。

5 部会員は、この法人の正会員及び賛助会員とする。

(部会役員の任期)

第5条 部会のうち部会長を除く、部会役員の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関するこの法人の通常総会の終結のときまでとする。

(部会役員の職務)

第6条 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長の指示により部会長の職務を代行する。

3 幹事は、部会長の指示により、部会の事業執行の任に当たる。

第2章 役員会の設置

(設置)

第7条 部会には役員会を設置することができる。

(招集の手続)

第8条 役員会は、次の事項を定め、部会長が招集する。

- (1) 役員会の日時及び場所
- (2) 役員会の目的である事項
- (3) その他必要な事項

第3章 役員会の議事

(議長)

第9条 役員会の議長は、部会長がこれに当たる。

2 部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、部会役員の中から役員会において選任する。

(定足数)

第10条 役員会は、部会役員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 役員会に出席できない部会役員は、委任状を提出することができる。この場合委任した部会役員は出席したものとみなす。

(議事録)

第11条 役員会の議事については、書面をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第12条 議長は、欠席した部会役員に対して、書面又は電磁的方法をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 役員会において審議した事項は、理事会に報告しなければならない。

第4章 事業計画及び収支予算

(事業計画及び収支予算)

第13条 部会は、第3条の分掌された事業の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前月の理事会までに、部会長が作成し、当該理事会の承認を受けなければならない。

第5章 事業報告及び収支決算

(事業報告及び収支決算)

第14条 部会は、第3条の分掌された事業の事業報告書、収支決算書については、毎事業年度終了後の直近の理事会までに、部会長が作成し、当該理事会の承認を受けなければならない。

第6章 雑 則

(定めのない事項)

第15条 この規則に定めのない事項について、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の決議により、別に定めるところによる。

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表 部会と分掌

源泉部会 源泉徴収義務者をもって組織する。

- 源泉徴収義務者として必要な法令及び通達並びに取扱いの研修に関する事項
- 部会員の税務知識及び経理能力の向上に必要な事項
- 部会員相互並びに税務機関との連絡協調を図る事項
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

女性部会 女性経営者及びそれに準ずる者をもって組織する。

- 部会員の税務知識及び経理能力の向上に必要な事項
- 法律・経済問題等経営者に必要な知識の習得に必要な事項
- 部会員相互並びに税務機関との連絡協調を図る事項
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

青年部会 満50歳未満の青年経営者及びそれに準ずる者をもって組織する。

- 部会員の税務知識及び経理能力の向上に必要な事項
- 法律・経済問題等経営者に必要な知識の習得に必要な事項
- 部会員相互並びに税務機関との連絡協調を図る事項
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

議事録記載事項

別表

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する部会役員があるときは、当該部会役員の氏名
- 4 役員会に出席した部会役員の氏名
- 5 議長の氏名
- 6 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名